

仕 様 書

1 件名

令和6年度 大阪公立大学杉本キャンパス除草ごみ等収集運搬業務委託（単価契約）

2 委託内容

公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）大阪公立大学杉本キャンパス構内の所定場所に保管された「除草ごみ（伐採枝・落ち葉含む）（以下「除草ごみ等」という。）」を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）」（以下「法」という。）及び関係法令に基づいて適正に収集運搬する。

（1） 廃棄物の種類並びに年間予定排出量等

① 廃棄物の種類

除草ごみ等

② 年間予定排出量

約 95,000kg（※注記）

※排出量については、実績に基づく推定であり実際の排出量が予定量を超える場合であっても下回る場合であっても、単価を変更することなく収集すること。

③ 収集方法

ア 保管場所は、除草ごみ等専用置場1か所とし、保管場所に野積みされたものを、パッカー車等で収集すること。回収するときにコンテナ等を利用することも可とするが、しっかり圧縮等を施すこと。また、コンテナの留置は認めない。

イ 除草ごみ等の量を常に把握し、保管場所からあふれることがないように計画的・定期的な収集運搬を実施すること。

ウ 収集の指示があった場合は直ち（2営業日以内）に収集を実施すること。

エ 収集およびパッカー車等への除草ごみ等の積み込みにあたっては、本法人担当者（以下「担当者」という。）および担当者の属する所属が依頼する除草ごみ等のみを積載し、他所属および他の組織からの依頼による収集物と混載しないこと。

オ 収集後は、保管場所の清潔保持に努め、清掃を行うこと。

カ 1回の収集ですべてを積載できない場合は、積み残しを可とするが、積み残した分は次回必ず全て収集すること。（積み残しのためだけに収集する必要はないが、年度末はすべて収集処分すること）

キ 保管場所に野積みされた除草ごみ等の収集前と後の状況を示すため、収集の前後に保管場所の写真撮影を行うこと。

④ 廃棄物の分別について

除草ごみ等の近傍には他の種類のごみ（一般ごみなど）があるので誤って収集しないこと。除草ごみ等と伐採枝は区別せず野積み状態のものをパッカー車等で回収すること。

(2) 収集実施日時

収集日に関しては下記の事項を基準とし、担当者と協議のうえで決定すること。また収集予定日を都度報告すること。

① 収集頻度

参考：年間約 50 回（月別最大 9 回、月別最少 1 回）

② 収集時間

原則平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）の 9:00～16:00 の間とする。

(3) 収集場所

本法人指定の保管場所（別紙「保管場所配置図」のとおり）

(4) 資格等条件

① 除草ごみ等の収集運搬業務にあたっては、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有すること。

② 上記資格に関しては、契約締結時に許可を受けたことを証する書類を担当者に提出すること。

また、契約期間中に変更があった場合も同様とする。

(5) 収集運搬車両

① 除草ごみ等収集運搬に使用する車両は、車種規制非適合車（「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車）以外の車両を使用し、大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱に定める表示を行うこと。

② 収集運搬車両は構内通行及び収集に適切な車両を使用すること。

③ 積み込んだ廃棄物が、飛散及び流出しないよう細心の注意を払うこと。

(6) 除草ごみ等搬入先

収集した除草ごみ等の搬入先については、事前に担当者と協議を行い、許可を得ること。

(7) 報告等

収集毎に、重量を計測し、毎月業務完了の翌月 7 日までに業務完了報告書を（1）③収集方法で規定する収集前後の写真と共に提出すること。計量には計量法第 19 条に規定された定期検査を受検した計量機を使用すること。なお、計測は、大阪広域環境施設組合が発行する計量票の写しの提出をもって計量に代えることができる。

(8) 契約単価について

① 契約単価には除草ごみ等廃棄に必要なすべての経費を含むものとする。

② 受託者が見積書に記載した単価契約金額（税抜）に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 2 位以下を切り捨てた額を単価契約金額（税抜）とする。

(9) 委託金額の支払いについて

① 受託者は、（7）報告等に規定する業務完了報告書を提出後、本法人の行う検査に合格した出来

高部分に相応する額について、契約書の定める手続きにより請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

- ② 委託金額は契約時に定めた1キログラム当たりの金額(単価契約金額)を(7)報告等に規定する計量した除草ごみ等の量(キログラム)を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出した金額(1円未満の端数は切り捨て)とする。
- ③ 3月分の委託金額の請求については、本法人の期末決算の影響で請求書の経理処理に厳格な期限が設けられるため、本法人が別に指定する期限を厳守し行うこと。

(10) 受託者の責務

- ① 作業にあたり本法人業務に支障を及ぼさないこと。
- ② 受託者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意し、本法人構成員や学生、来学者、周辺住民等に不快の念を与えないように指導しなければならない。
- ③ 受託者は、自己の作業員の行為について自ら行なったと同一の責任を負い、その責任を免れることはできない。
- ④ 受託者は、作業従事者を指揮監督し、常に作業の安全に留意し、事故災害の防止に努めること。
- ⑤ 収集運搬車両は、構内並びに周辺道路を通行する際、車両や歩行者などに細心の注意を払い事故の防止に努めること。
- ⑥ 収集運搬車両は、収集の際、他の車両の通行を妨げることのないような場所に駐車すること。
- ⑦ 委託の終了若しくは取り消し等により次期受託者へ業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。
- ⑧ (7)報告等で規定する報告書類並びに請求書は可及的速やかに送付すること。原則として、処理作業を行った月の翌月7日までに送付すること。遅滞がある場合、本法人から上記書類の催促及び事情聴取を行う場合があるが、その際は真摯に対応すること。

3 特記事項

- (1) 万が一、事故等が発生した場合、担当者へ報告するとともに、受託者の責任と費用負担により解決すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約満了後も同様とする。
- (3) 契約後の疑義はすべて本法人の解釈による。

4 履行期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

5 履行場所

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪公立大学杉本キャンパス

6 主管課

公立大学法人大阪 事務局企画部施設課 (杉本)

TEL 06 - 6605 - 2041 FAX 06 - 6605 - 3110

保管場所配置図



(参考) 回収実績

2022年10月～2023年9月実績

回収年月	月回収量(kg)
2022.10	17,920
2022.11	11,270
2022.12	24,800
2023.1	2,830
2023.2	6,600
2023.3	2,530
2023.4	6,460
2023.5	7,370
2023.6	4,890
2023.7	4,510
2023.8	4,550
2023.9	1,380
合計	95,110